

平成 22 年 2 月 24 日

長野県議会 各会派代表 各位

長野県消費者団体連絡協議会  
会長 北條舒正

「長野県食の安全・安心条例（仮称）」制定を求める要望書

【要望理由】

食品の偽装表示・原材料偽装、輸入食品の残留農薬など、食の安全・安心を揺るがす事件が続発し、私たち県民は大きな不安を抱きました。昨年夏に当会が実施した「食の安全・安心についてのアンケート」でも、約 85%の人が食の安全性に対して不安を感じています。こうした中で、食の安全・安心を確保するためには、国の食品安全行政の強化とともに、私たちに身近な地方自治体が果たす役割や責務にはたいへん大きなものがあります。

ますます複雑化し多様化する食の問題に対応して、県民の生命と健康を守るためには生産から消費にいたるすべての関係者による協働の取り組み、情報公開とリスクコミュニケーションの促進、食に関する事故や危険の発生を未然に防ぐ、未然予防の考え方に立った施策が非常に大切になっています。

食の安全・安心対策は私たち県民の毎日の生活・健康に関わる県政の最重要課題のひとつです。全国では 25 都道府県が食の安全推進に関する条例を制定しています。

私たちは、長野県での食の安全・安心条例を制定し、食の安全・安心の取り組みが更に進んで、その内容が県政の最重要課題にふさわしく、より一層充実強化されていくことを願っています。

6 月の県議会には改めて条例の制定を請願させていただきたいと考えていますが、本日の要望についてご理解を賜り、今県会での質問にもお取り上げいただければ幸いです。

【要望事項】

1. 長野県の食の安全・安心行政の総合的な推進のために、実効性のある「長野県食の安全・安心条例（仮称）」を制定してください。
2. 条例の策定にあたっては、生産者・食品関連事業者・消費者・学識経験者など幅広い県民が参画する検討委員会を設置してください。
3. 食の安全について、行政・事業者・消費者間の信頼関係を作る上でリスクコミュニケーションがきわめて大切です。双方向のリスクコミュニケーションができる制度的な枠組みを作ってください。
4. 総合的、部局横断的な基本計画を策定し、県民が参加する「食の安全・安心審議会」を設置してください。
5. 勧告、公表、罰則、自主回収の報告、輸入事業所の届出などの施策を実施してください。
6. 中小食品関連事業者の衛生管理を支援するために、全事業者を対象にしたきめ細かい情報提供を行い、調査・研究体制や検査体制を拡充してください。

以上

連絡先

長野県消費者団体連絡協議会

〒380-0921 長野市栗田 950-6 メゾン栗田 102

長野県生活協同組合連合会 気付

TEL 026-224-3161 FAX 026-224-3162 担当：小松